

## 第51回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成27年6月25日(木) 13時30分～14時20分

場 所 広島大学学士会館レセプションホール

出席者 学外委員：有本，岡谷，北島，郷，白石，佃，間田の各委員  
学内委員：越智，坂越，佐藤，吉田，高田，松ヶ迫の各委員

欠席者 学外委員：ギナンジャー・カルタサスマタ，國井の各委員  
学内委員：平川委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，寺本副学長，河野副学長，神谷副学長，生和監事，高橋監事，  
竹内学長補佐，畑尾学長特命補佐，棚橋学長特命補佐，井出学長特命補佐，  
飛田学長特命補佐，  
小澤副理事，盛井副理事，松尾副理事，青山副理事，石川副理事，山内副理事，高橋副理事，  
三分一副理事，吉岡副理事，大淵副理事，小谷副理事，眞田副理事，森永副理事，  
河村学長室長，  
三井法学部長，瀧経済学部長，  
吉田総合科学研究科長，勝部文学研究科長，宮谷教育学研究科長，西村社会科学研究科長，  
楯理学研究科長(代理)，山田先端物質科学研究科長，  
片岡医歯薬保健学研究院副研究院長(代理)，佐野工学研究院長，植松生物圏科学研究科長，  
藤原国際協力研究科長，大久保法務研究科長，稲葉原爆放射線医科学研究所長，  
坂田女性研究活動委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

### (議事1)

#### ● 平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

(越智学長提案・説明，別紙1)

◇ 国立大学法人法第31条の2の規定に基づき，国立大学法人は，毎事業年度の終了後，当該事業年度における業務の実績について，国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。この評価を受けようとするときは，当該事業年度の終了後，3月以内に，自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を，国立大学法人評価委員会に提出する必要がある。組織及び運営の状況について，自ら行う点検・評価に関する事項は，経営協議会において審議することとなっている。各組織において年度計画の実施状況について点検評価を行い，その結果をもとに各室で年度計画ごとの実施状況を取りまとめ，実績報告書の第一次案を作成した。この第一次案について本学評価委員会の全学的な視点からの意見及び各部局等からの意見を踏まえて実績報告書(案)として取りまとめた。なお，教育及び研究の状況については，既に教育研究評議会で審議し，役員会の議を経て決定することとしている。

以上の提案・説明があり，審議の結果原案のとおり承認し，教育研究評議会での所掌事項と併せて役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

### (議事2)

#### ● 平成26年度決算及び決算確定に伴う平成27年度補正予算について

(越智学長提案，松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明，別紙2)

◇ 平成26年度決算については，会計監査人及び監事から監査報告書の提出を受け，平成26年度決

算報告書のとおり確定したので、国立大学法人法第20条第4項第4号の規定に基づき審議したい。  
また、確定した収入支出決算残額について、平成27年度予算として決算配分するため、平成27年3月20日開催の経営協議会及び平成27年3月24日開催の役員会で承認された平成27年度当初予算について増額補正したい。

以上の提案・説明に引き続き、生和監事から、平成26事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があった。審議の結果原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(特に質疑応答なし)

#### (議事3)

##### ● 第3期中期目標・中期計画(素案)について

(越智学長提案・説明, 別紙3)

◇ 第三期, 平成28年度から平成33年度までの6年間の中期目標・中期計画については国立大学法人法第30条及び第31条の規定に基づき, 文部科学大臣に素案を提出することとなっているために提案するもの。内容は国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについての文部科学大臣通知, 近年の政策課題, 国立大学法人を取り巻く状況を踏まえ, 「100年後にも世界で光り輝く大学」となることを目指して策定した。本学の特徴や強みを明確化するため研究大学強化促進事業やスーパーグローバル大学創成支援事業等で掲げた目標など, 6年間に重点的に取り組む事項に絞って記載をしている。中期目標の別表2の「申請中である共同利用・共同研究拠点, 教育関係共同利用拠点」及び中期計画の別表の「収容定員」については文部科学省から連絡があり次第, 記載し提出することになるが, 一任いただきたい。本案については教育研究評議会において既に承認されたものである。

以上の提案・説明があり, 審議の結果原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

なお, 次の事項について質疑応答が行われた。

- ・「スーパーグローバル大学創成支援事業」の目標を達成するための戦略室の設置について
- ・新体制としての見直し及びベンチマークによる戦略について
- ・スーパーグローバルユニバーシティにおける取組の全学共通認識化について

#### (議事4)

##### ● 平成28年度概算要求事項について

(越智学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙4)

◇ 平成28年度の概算要求については, 「平成28年度における国立大学法人運営費交付金の重点支援について(平成27年6月16日付け高等教育局国立大学法人支援課, 研究振興局学術機関課事務連絡)」が示された。この中で第三期中期目標期間における各国立大学の機能強化の方向性に応じた取り組みを支援するために三つの重点支援の枠組みが設定された。このうちから一つを選ぶことになっているが, 本学は「研究大学強化促進事業」や「スーパーグローバル大学創成支援事業」などを含めた広島大学改革構想を着実に実行し, 世界大学ランキングトップ100に入る総合研究大学を目指していくということから, 重点支援の3「卓越した成果を創出している海外大学と伍(ご)して, 全学的に卓越した教育研究, 社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を重点的に支援」を選択することとした。概算要求事項については, 今後, 文部科学省への事前相談の感触等を踏まえ, 学長が要求事項の最終決定を行い, 7月22日までに文部科学省へ概算要求したい。

以上の提案・説明に続き, 概算要求の内容について説明があり, 審議の結果原案のとおり承認した。

なお, 次の事項について質疑応答が行われた。

- ・重点支援の3を選んだことの全学周知について

・競争的資金の重要性について

(議事5)

● 平成27年6月期役員の期末手当の支給額について

(越智学長提案, 松ヶ迫理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 学長及び監事(常勤に限る。)に支給する期末手当の支給額については, 役員報酬規則第7条第5項の規定において, 当該役員の在職期間における業績を勘案し, 経営協議会の議を経て, 100分の10の範囲内で, 増額し, 又は減額した額とすることができることとなっている。今期, 夏の期末手当における学長及び監事に支給する6月期の期末手当については, 増額又は減額を行わないこととしたい。

以上の提案・説明があり, 審議の結果原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(議事6)

● 広島大学学長選考会議委員の選出について

(越智学長提案・説明, 別紙6)

- ◇ 学長候補者の選考にあたっては国立大学法人法第12条の規定により, 経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員(学長及び理事を除く。)の同数の委員をもって構成する学長選考会議を設置することとされており, この委員の人数については, 広島大学学長選考会議規則第2条の規定により, 経営協議会学外委員から4人, 教育研究評議会評議員(学長及び理事を除く。)から4人を選出することとなっている。既に教育研究評議会からは, 吉田大学院総合科学研究科長, 藤原大学院国際協力研究科長, 安井大学院医歯薬保健学研究院長及び坂田女性研究活動委員会委員長の4人が選出されている。前期の経営協議会学外委員の任期満了に伴い, 経営協議会学外委員から学長選考会議委員を選出する必要があり, 経営協議会学外委員9人のうちから4人の学長選考会議委員を選出したい。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 有本委員, 北島委員, 郷委員及び間田委員を選出した。

(特に質疑応答なし)

以上